

第201700328565号
平成30年3月30日

各介護サービス事業所を運営する法人の代表者様

鳥取県福祉保健部
ささえあい福祉局長寿社会課長
(公印省略)

介護保険事業者における事故発生時の報告要領の改正について(通知)

本県の高齢者福祉の実施について、日頃、御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

この度、介護事業者における事故発生時の報告要領(以下、「事故報告要領」という。)を改正いたしました。(報告様式には変更はありません。)

つきましては、貴下の事業所にお知らせいただくとともに、報告は改正後の事故報告要領により行っていただきますようお願いいたします。

記

1 改正点

東部福祉保健事務所の廃止に伴い、平成30年4月1日から、東部圏域の報告先を県長寿社会課に改正する。

2 留意事項

(1) 県への事故報告書作成上の注意

個人名等、事故に関わる個人が特定される情報は記載せず、職名、利用者との続柄等で記載してください。

<例：4月14日18時頃(管理者)が(利用者の妻)に説明済み。>

また、保険者への報告様式に、県が求める報告内容が含まれている場合は、保険者への報告様式をもって、県へ報告を行うこと可能とする。ただし、その場合に、報告書内に事故に関わる個人名が記載されている場合は、当該部分を白塗り等で削除し、報告すること。

(2) 事故発生時の報告について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第37条等に規定されている市町村への報告は、本報告とは別に従来どおり行ってください。

【県長寿社会課ホームページ】

下記ホームページに改正後の報告要領を掲載しておりますので、御確認ください。(報告様式、チェックリスト、ガイドラインも同ページに掲載しております。)

<http://www.pref.tottori.lg.jp/206649.htm>

(担当)

介護サービス事業・施設担当 梶川

電話：0857(26)7175

電子メール：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp